

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 23<sup>rd</sup> Fl r , 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok  
10110, Thailand 地図

E-Mail : [siasia@loxinfo.co.th](mailto:siasia@loxinfo.co.th) (総合窓口、調査)

[patent@siasia.co.th](mailto:patent@siasia.co.th) (特許)

[design@siasia.co.th](mailto:design@siasia.co.th) (意匠)

[trademark@siasia.co.th](mailto:trademark@siasia.co.th) (商標)

S&IWebsite: <http://www.siasia.co.th/jp>

(取材編集協力) [有限会社 S&I JAPAN](#)、[地図](#)

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シエール青山 2 階

TEL : 03-3402-0013、FAX : 03-3402-0014

[siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp](mailto:siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp)

(担当 : 鈴木秀幹弁理士・井口文絵)

(待山秋影 (バンコク事務所))

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

～編集者より～

**記事目次**

～タイは医療機器生産の地域優位を目指す～

～タイの政府支出に関する新規則は、10月1日から小規模企業が4,000億バーツへアクセスする手段を与える～

～カンボジアと韓国は、第2回自由貿易協定会議を行う～

～カンボジアでの農業開発プロジェクトに、シンガポールとデンマークの企業が手を結ぶ～

～インドネシアの農場に農民がいない～

～インドネシア工業省は、展示会での、中小企業のイノベティブな商品の創出の課題を与える～

～ベトナムは、EU・ベトナム自由貿易協定における知的財産権の強化を考慮しなければならぬ～

～ベトナム首相は日本企業と協議する～

～ベトナムへ200億米ドルあまりの外国直接投資が8カ月間で流入したことは、前向きな知らせである～

～ベトナムの輸出者が原産地詐欺に脅かされる～

～ベトナム伝統魚醤の輸出企業はパッケージを重視すべきだと専門家が述べる～

～ベトナムのハナム省への投資の可能性を日本が称賛する～

～ベトナム・ビントゥアン省のドラゴンフルーツの海外市場獲得を地理的表示が支援する～

～アセアンは、東アジア地域包括的経済連携への今年末までの署名を優先する～

～アセアン加盟国との協力プログラムを米国が強調する～

～東南アジア経済は、自由貿易協定の完成により強化される～

**～事務所より～**

**(ホームページ更新のお知らせ)**

弊社ホームページを10月25日付けで更新しました。

<http://www.siasia.co.th/jp/> をご覧ください。

英語版、タイ語版もアップ致しました。

### **(11月、12月の祝祭日のお知らせ)**

11月19日、20日は祝祭日振替休日です。12月10日、11日が祝祭日です。祝祭日については、今後変更が予想されますので、事前に確認をお願いします。弊所は、その都度HPを通じてお伝え致します。現在、新型コロナウイルスによる特別な休暇はありません。11月より次第に緩和されるという情報ですが、入国制限が厳しい状態が続いております。事前に在日タイ大使館領事部、利用航空会社への確認をお勧めします。タイ到着後14日間、指定ホテルでの隔離を強制(入国許可証を得るための必須条件としてホテルの予約証明が必要です)されており、及びタイ現地職場への復帰着任は、14日後となります。来タイ予定の方はご注意ください。

### **(弊所の年末年始休業のお知らせ)**

12月28日から1月3日までを弊所休業させていただきます。但し、メールやファックスなどは、通常通りですので、ご連絡の際には、ご利用ください。

### **(再信：タイ特許審査マニュアルの和訳について)**

ジェトロからの委託により、上記和訳が3月末に完成致しました。つきましては、ジェトロのサイトから、是非、ご利用ください。JETROのホームページでは、  
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip.html>  
さらに、JETROのページにリンクを張る形で、JPOでのタイの欄にも掲載します。  
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

このマニュアルには、特許、小特許を含む審査基準や実例が掲載されております。意匠については、このマニュアルには入っておりませんので、ご注意ください。

**(更新6回目：ミャンマー商標法告示がなされ、10月1日より商標出願手続きソフトオープンが開始されます)**

[8月28日付けのミャンマー政府告示](#)により、10月1日より商標出願のソフトオープン手続きが開始されます。しかしながら、現在登記所が新型コロナウイルス感染拡大によりロックダウンとなっており、受付を閉鎖しています。詳しい情報は[弊所最新ニュース](#)をご覧ください。昨年5月に著作権法が国会通過成立したことにより、知財関連法案が全て成立したこととなりました。これにより少なくとも商標については、施行開始（グランドオープンがいつになるかは明示されていません）が明らかになってきました。

（ミャンマー意匠法（日本語仮訳））

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-ishou.pdf>

（ミャンマー商標法（日本語仮訳））

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-shouhyou.pdf>

（ミャンマー特許法（日本語仮訳））

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/mm/ip/pdf/laws\\_201903.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/mm/ip/pdf/laws_201903.pdf)

### ～編集者より～

タイ政府は、タイ特許法改正案（意匠部分、小特許部分を含む）を公表し、10月31日を期限として、意見募集を行った。現在、商務省案から内閣承認を直前に控えた公表であり、おそらく外部団体や機関からの意見聴取としては、この法案成立過程の中では、最後の機会となる。1979年に特許法を創設し、過去1999年にWTO-TRIPSに沿った改正を行ったが、その後の改正案としては、2006年に一度公表したが、そのまま法案が、案のまま保留状態となったままになっていた。今回の改正法案は、その後行われた変化に即応した形となっており、2018年より特許及び意匠について法案を練り上げての公表となった。

今回の法案の目的は、私の理解としては、①国際環境の変化で、WTO-TRIPS、二

国間 FTA（経済連携協定）に沿った改正である点。②審査遅延への対応を、審査官増員を 2016 年より行うと同時に制度的に審査期間を短縮するために法改正を行った点。③意匠においては、ASEAN 各国の目標であるハーフ協定への加盟を目指した改正を行った点。④小特許においては、係争をできるだけ避けるよう審査期間を延ばす等の措置を講じた改正を行った点。である。

法案の概要及び詳細は、別掲とさせて戴くが、いずれにせよ、最近の ASEAN の法改正の動向は、かなり活発に行われており、また、国際環境においても、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）や RCEP（東アジア地域包括的経済連携）へのアプローチなどが各国整備をしつつあるところである。むしろタイの動きは、周囲の国に比べ遅い方ではあるが、ようやく内閣承認直前の状態に持ち込んだのである。

今後どのような経緯を辿るかであるが、現政権が脆弱であるため、それほど早く国会で審議となるかどうかは、全く分からないが、現政権への知財関連法案の最優先法案である著作権法改正案が、ようやく内閣承認を 10 月 29 日に終えて、国会への提出という段階となった。これらの動きを鑑みると、次の知財関連法案が特許法改正案となるため、それほど遅くならずに内閣承認となる筈である。と、私は予想している。

これらの状況を踏まえ、弊所独自で、あるいは SEAIPJ（東南アジアネットワーク）の一員としての立場から、タイ政府知的財産局に対し、あらゆる機会を利用して、弊所独自の見解を直接に、あるいは SEAIPJ を通じてタイ政府に伝えてきている。その多くは法案に反映された形となったが、まだ不明な点が多くあり、今後この法案が立法化された後に、どのような運用になっていくかを注視したい。弊所の基本的立ち位置は、「クライアントのタイ国内での操業及びビジネスを安心かつ持続的に行うべく知財環境を整備すること」の一点に尽きる。それが、すなわちタイへの投資環境の整備に必ず繋がるという点を期待する次第である。

### ～タイは医療機器生産の地域優位を目指す～

タイ工業省が金曜日に明らかにした目標の下で、タイは 2027 年までに医療機器生産のアセアンのハブとなることを目指す。スリヤ工業大臣は、主として高齢者からの需要により、2015-2019 年の医療機器産業の成長率は年平均 4.09%であった、と述べた。スリヤ工業大臣は、工業経済事務局(Office of Industrial Economics: OIE)に対し、地域の生産センターとなる目標とともに、医療機器産業開発行動計画(2020-2027)案の作成を命じた、と述べた。この計画はまた、国産機器の国営病院での使用振興と国際市場での調査により、製造者の市場アクセスを支援する。

(2020 年 9 月 28 日、タイネーション)

### ～タイの政府支出に関する新規則は、10 月 1 日から小規模企業が 4,000 億パーツへアクセスする手段を与える～

政府調達に関する財務省の新規則が施行となる 10 月 1 日から、小企業は多大な後援を受けることとなる。中小企業振興庁 (Office of Small and Medium Enterprises Promotion, OSMEP) の Veerapong Malai 長官は、この規則は、各政府機関の予算の 30%を中小企業からの物品あるいはサービスの調達へ充当するのを義務づける規定である、と述べた。また、地方の中小企業は、各県内での県の開発プロジェクトに対する供給資格を最優先で得ることとなる。各県の機関は、県内で供給者を見つけられなかった場合か、既に少なくとも地元の中小企業 2 社と契約を交わしている場合にのみ県外の中小企業を検討することができる。この新規則により、中小企業は、国の歳出の 4,000 億パーツへのアクセスが可能になるものと期待されている。政府機関は、毎年 1 兆 3,000 億パーツを調達に充当する。現在、中小企業約 45,000 社が政府機関と契約しているが、その多くは建設部門の中規模企業である。

(2020 年 9 月 23 日、タイネーション)

## ～カンボジアと韓国は、第 2 回自由貿易協定会議を行う～

カンボジアと韓国は、第 2 回目となる二国間自由貿易協定交渉を 8 月 31 日に実施した。韓国産業通商資源部(Ministry of Trade Investment and Energy of South Korea, MOTIE)によると、この 4 日間のバーチャル会合は、描かれた FTA の詳細をより具現化することが目標である。両国は、物品の範囲の設定のみならず、両国間の経済連携強化のための他の手段についても意見交換することとなる。両国の第 1 回目の交渉は今年 7 月末に開催された。

韓国貿易協会 (Korean International Trade Association, KITA) によると、両国間の貿易額は 2019 年に前年比 6%増、過去最高の 10 億米ドルに達し、その内の 6 億 9,700 万米ドルは、韓国からカンボジアへ向けた輸出であった。協定への署名が成された際には、カンボジアは、韓国の東南アジアの自由貿易協定締結国として、ベトナムとシンガポールに次いで加えられる。

(2020 年 8 月 31 日、ベトナムニュースエージェンシー)

## ～カンボジアでの農業開発プロジェクトに、シンガポールとデンマークの企業が手を結ぶ～

シンガポールを拠点とする Hong Lai Huat (HLH) は、デンマークの Skiold A/S と、カンボジア-シンガポール特別農業経済特区プロジェクトへの 10 億米ドルの投資を考慮するために手を結んだ。シンガポールの Edge 紙は、両社により署名された覚書の目的は、カンボジアのために、家禽及び家畜の飼育分野とともに、種子の加工分野における、貿易経済協力強化のための最初の相互プラットフォームの基盤構築である、と報じた。この覚書の下で両社は、農業経済特区での家畜及び種子生産の準備を開始するとともに、向こう 6 カ月以内に、家畜及び農業生産の新規プロジェクトのフィージビリティスタディを実施し、より多くの職を創出する。Skiold A/S の Sussie Ketit 地域担当代表は、デンマークの技術を採用することを通じて、カンボジアのみならずシンガポールにおいても、このイニシアチブから、前向きな結果が副産物として生み出されることを望む、との意向を示した。HLH は、

カンボジアのプノンペンと沿岸部の都市シアヌークビルで、幾つかの高層建築計画も運営している。

(2020年9月3日、ベトナムニュースエージェンシー)

### ～インドネシアの農場に農民がいない～

インドネシアで農民の割合が減っていることが、懸念をもたらしている。これが続けば、50年以内にインドネシアの農家は0になってしまう。畑仕事は要求が厳しくそして骨の折れる仕事であり、多分これが、農業を専門とする人が徐々に減っている理由の説明である。インドネシアの統計(Statistic Indonesia, BPS)によると、インドネシアは2003年から2013年の間に510万人の農家を失い、その人数は2,600万人まで減ってしまった。この流れは、今後数年続くと思われる。この割合でインドネシアは、2063年までに全ての農業従事者を失うであろう。インドネシアの労働者の29%が、農業、漁業、畜産業に従事しており、インドネシアのGDPの13%近くに貢献している。これは、BPSによると、製造業、貿易業に続く3番目に大きな割合を占めている。農業を職業として選択する若い世代は、前世代と比較して減少している。国家労働力調査(National Labor Force Survey)のデータによれば、15歳から24歳の1,420万人の内の23%のみが2019年に農林水産業に従事したことが明らかになっている。土地・空間計画省(Ministry of Agrarian Affairs and Spatial Planning, ATR)、BPS及びその他幾つかの政府機関により集められたデータによると、2013年から2019年にかけて、インドネシアの農地は775万ヘクタールから746万ヘクタールへ減少した。社会問題関連のシンクタンクであるSMERU(Social Monitoring and Early Response Unit)の報告書は、生産費用の上昇、天候の変化および疾病の到来といった問題が、農家に職の変更を促すとともに、土地の所有者もまた、農地の用途変更や売却を行った、と述べている。ジャカルタポストは、農家、農業及び食品企業、政策立案者及び専門家と、このインドネシアの農家及び農業部門の課題と機会につき話し合った。まず問題点の一つは収益が十分ではないことである。BPSにより集められたインドネシア全土のデータによると、55,503インドネシアルピア(3.81米ドル)が、6月

時点での農農家の平均日収である。ここで、建設労働者の平均日収は、89,737 インドネシアルピアである。コンクリートジャングルであるジャカルタの政府機関職員の最低月収は、390 万インドネシアルピアであるから、おおよそ日収は約160,000 ルピアであり、これは農家の3倍である。農業に従事する33歳のTisna Rohmat氏は、多くの若者は、イメージを優先し、汚れるのを恐れて、代わりにオフィスで仕事をしたいようだ、と述べた。西ジャワ州チウィディ（Ciwidey）市出身の農家である、Cahyona Kurnia氏は、損失に繋がる価格の不確実性が、若者の農業への参加を躊躇わせ、また、幾人かの農家には、再開するために十分な資金集めるまで農業を中止しすることを余儀なくさせている、と述べた。現在、農業技術スタートアップのTaniHubグループの支援の下で、消費者にトマトを直接販売しているCahyona氏は、農家は収穫のサイクルに対応しなければならず、そのうちの何名かは資金を取り戻せるが、何名かはできない、と述べた。Tisna氏は、農業への若者の参入を望むのであれば、彼らに成功例を見せなければならない、と述べて、確実に人々は訪れて、農業がどのようなものかを学ぶので、私たちは、農業を若者に見せて、若者を招き、意見を交換し対話を行う、と述べて、農業の可能性は無限であり、農業ほどに長期にわたる多くの努力を必要とする職業はない、と述べた。しかし、Tisna氏の全ての情熱に対しては支援が必要とされる。農業分野の関係者は、農業への投資は、個人、民間企業から政府及びNGOによってもたらされる必要があると述べる。きわめて簡潔に述べると、将来の農業のための種まきには地域全体の協力が必要とされる。アジア開発銀行（ADB）の報告書は、食品システムや市場の現代化と、より一層の効率化のための、農業への投資増が、この悪循環から抜け出すための鍵となっている、と記している。この報告書は、そのような投資は、インドネシアの食品生産改善の助けとなるだけでなく、世帯がより生産性の高い分野に従事し、よりよい収入を得るのを可能とする、と記している。この報告書は、地方の道路、電気、携帯電話基地局、市場、コールドチェーンや加工施設のインフラ設備への投資は、民間部門とのパートナーシップの下で拡大されるべきであることが、この取り組みにおける最重要事項である、と述べて、かんがい設備の拡大や現在あるシステムの改善への政府投資の増加は、作物の収量と作付面積を増

やすとともに、先進技術の採用を促進する、と付け加えた。また、P2P 融資プラットフォームである TaniFund との提携により、農場規模の拡大や収量の増大がもたらされている。複数の技術企業は、農家と消費者の間の大きな隔たりを橋渡しした。TaniFund は、個人の農家への融資を許諾しており、これにより、農家は運営拡大のための資金源を得ることができる。TaniFund は、2017 年の設立以来、820 億インドネシアンルピアを借り手 1,500 名に対し貸し出した。農業技術のスタートアップである Habibi Garden の CEO である Irsan Rajamin 氏は、モノのインターネット (IoT) 技術の活用が、ミレニアル世代やそれより若い世代を農業産業に引き込むための材料となり得る、と述べた。Habibi Garden は、農家支援のためにデジタルプラットフォームと IoT を用いている。センサーと農場のかんがいシステムをインターネットで接続し、機械学習に基づくデータを提供することにより、Habibi Garden は、農家が、農場と作物を監視し維持することを支援する。また、インドネシア-日本園芸官民パートナーシップ計画 (Indonesia Japan Horticulture Public Private Partnership Project, IJHOP4) は、農家と融資及び保険を繋ぐためにブロックチェーン技術を使用している。インドネシア-日本パートナーシップの受益者である Farmer's Corporative-cum-Islamic boarding school Al Ittifaq の CEO である Setia Irawan 氏は、もし需要が合えば、それは何千もの農家の社会経済状態を改善するであろう、と述べた。黒田人参への需要に対して、Al Ittifaq だけでも、年間を通して毎週 5 トンの生産が可能である。農業省 (Ministry of Agriculture) の Syahrul Yasin Limpo 大臣は、若者をやる気にさせることは、本当に大変であることをよく知っている。しかし、インドネシア国民民主党 (NasDem) の政治家は、イノベーションと資金調達スキームへのアクセスの拡大による若手農家の支援を公約している。Covid-19 への対応として農業省は、2020 年予算 14 兆 600 億ルピアから 1 兆 8,500 億ルピアを種子の支援、労働集約型プログラム、食品在庫と価格の安定化、及び、食品の分配および運送へ充当した。Syahrul 大臣は、農業分野の繁栄と、今の若者が機会を掴むことについては楽観視している、と述べた。

(2020 年 8 月 13 日、ジャカルタポスト)

## ～インドネシア工業省は、展示会での、中小企業のイノベーティブな商品の創出の課題を与える～

インドネシア工業省は、食品分野の中小企業が、国内の資源を用いることによる、イノベーティブな商品を振興するための課題を与えるため、2020年インドネシア食品イノベーション（Indonesia Food Innovation, IFI）を開催する。同省中小企業総局の Gati Wibawaningsih 総局長は、火曜日にバーチャル開催された IFI2020 の開会にあたり、IFI は、中小企業の食品の事業開発を加速し、食品分野のスタートアップが事業を拡大することを支援するであろう、と挨拶した。Wibawaningsih 総局長は、このプログラムは、豊富に供給される国産資源を用いるよう中小企業を奨励するため、プロダクトイノベーションと、国内の原材料の利用に重きを置くものである、と挨拶した。工業省のデータによると、インドネシアの全中小企業のうちの 43.41%、186 万社が、食品及び飲料部門に従事しており、411 万人を雇用している 2020 年の IFI は、食品産業におけるモダンな中小企業の実現へ向けた技術的側面とビジネス双方に関する中小企業の能力を磨くため、中小企業が専門家により導かれ訓練される Food Camp Program へ参加する資格のある参加者を選定することとなる。参加者は、中間製品部門と最終製品部門に分かれて、いずれの部門においても、一等賞は現金 4,000 万ルピア、次席には 2,500 万ルピア、三席には 1,500 万ルピアが授与される他、競争両区工場に必要とされる、HACCP 設備の認証やコーチングなどを通じての事業のスケールアップの機会や、さまざまな展示会や投資家とのマッチングなどへの参加機会を与えられる。

（2020年8月25日、インドネシア国営アンタラ通信）

## ～ベトナムは、EU・ベトナム自由貿易協定における知的財産権の強化を考慮しなければならない～

EU・ベトナム自由貿易協定(EU -Vietnam Free Trade Agreement, EVFTA)が、EU 及びベトナムの両者に対し豊富なビジネス機会をもたらすなかで、ベトナム企業は、要求の厳しい EU 市場へより深く浸透する為に、知的財産を調査するよう勸

められた。8月1日に施行されたEVFTAは、加盟国により履行されることとなる主要条項の一つであると考慮されてよい、知的財産権の向上を含む、様々な分野をカバーする、高いレベルのコミットメントを予見するものである。この協定における知的財産には、著作権及び隣接権、商標、特許、産業意匠、地理的表示を含む、すべての分野の知的財産に言及しており、この協定が提供する保護は、世界貿易機構（World Trade Organization, WTO）の保護レベルより高いものであるが、ベトナム国内法に沿ったものである。地理的表示に関して、ベトナムは、EUの地理的表示169件の全面的な保護を明言するとともに、EUも、主として農作物や食品に関連する、ベトナムの地理的表示39件の保護を約した。専門家によると、EVFTAは、輸出のドアを開くように計画されているとともに、知的財産の問題も提起しており、ベトナム商品が、要求の厳しい市場によって施行された、厳しい要求に適合することを難しくするものである。この課題により、商標、特許及び産業意匠を伴うベトナムの商品は、EU内での排他的保護のために高い費用で、かつ、いうまでもなく複雑な登録手続により、登録されなければならない。このような高額な費用及び複雑な手続の結果として、ベトナム企業は知的財産権保護登録をためらいがちである。EVFTAで設定されたコミットメントを詳述して、ベトナム商工会議所（Vietnam Chamber of Commerce and Industry, VCCI）傘下のWTO及び統合センター（Center for WTO and Integration）の Nguyen Thi Thu Trang センター長は、産業意匠の保護が、完成品、及び、部品又はスペアパーツの双方に適用されることとなるであろう、と述べた。

（2020年8月5日、ベトナム税関局ニュース）

### ～ベトナム首相は日本企業と協議する～

グエン・スアン・フック首相は9月7日に、ベトナムへの投資拡大に興味をもつ日本の経済団体及び企業との対話を行なった。この対話の際においてフック首相は、日本企業15社がベトナムへの投資拡大を望んでいることについて、これらの日本企業を含む、事業を成功させるための企業にとっての好環境を創出し、ベトナムの事業改善を継続するための、ベトナムにとっての励みの源を提供することとなると

して、喜びを表明するスピーチを行った。フック首相によると、ベトナム議会は、幾つかのインセンティブと共に、投資法、改正企業法、官民パートナーシップ法を採択した。フック首相は、ベトナムが1億人近い人口と6億5,000万人からなるダイナミックで力強いアセアン地域の一員であることから、外国投資家、とりわけ日本企業による、事業計画にとって十分な規模であり、事業再構築、地域および世界的サプライチェーンの移転に適している、と強調した。フック首相は、副首相が率いる外国投資協力の促進を担当するワーキンググループが、大手投資家の意見と取り組み、また投資機会を得るために設立された、と述べた。フック首相はまた、日本を含む幾つかの安全な地域との商用航空路の再開を指示した。フック首相は、ベトナムは、インフラ、エネルギー、製造、品質の高い農業、情報技術、スマート都市開発、金融及び銀行サービス、イノベーションに基づくスタートアップへの投資拡大のみならず、国営企業の株式会社化への参加についても、日本企業をいつでも歓迎する、と述べた。山田滝雄駐ベトナム大使は、大使としては、過去20年にわたり、ベトナム経済は急速に発展し、また、ベトナムと日本の関係も更に深まった、と述べた。山田大使はまた、現行の公的計画への支出を改善し、より多くの外国投資家をベトナムへ引きつけ、そしてベトナムの信用格付を向上させることとなる、両国間の航空路の再開へ向けた支援を表明した。山田大使は、日本は、ベトナムへ投資する日本企業を引き続き支援し、ニュー・ノーマルの状況において東南アジア諸国が経済を発展させることへの支援も行うと明言した。日本企業はまた人材、産業支援、研究開発などのベトナムとの投資協力における課題についても言及した。フック首相は、省庁や地方当局に対し、企業が直面する課題に早急に取り組むよう指示し、日本企業の操業に対するできる限りの支援全てを行うことを約束した。

(2020年9月8日、ベトナム共産党機関紙ニャンザン)

**～ベトナムへ200億米ドルあまりの外国直接投資が8カ月間で流入したことは、前向きな知らせである～**

ベトナム計画投資省 (Ministry of Planning and Investment, MPI) の8月20日の報告によると、ベトナムの外国直接投資の誘引が、前年同期の86.3%の数値で

はあるが、195 億 4,000 万米ドルへ届いたことは、専門家が見るところ、ベトナムへの投資における新たな波のしるしである。しかしながら、この新たな投資の波を利用するために、専門家は、ベトナムが事業環境における好ましい状況を創出するための制度刷新の継続とともに、投資誘引政策を引き続き前向きに首尾一貫して保ち続けるよう提言した。MPI 傘下の外国投資庁 (Foreign Investment Agency) の Do Nhat Hoang 長官は、国際連合貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development, UNCTAD) のアセスメントに基づけば、2020 年の世界の投資額は、最大 40% 下落する可能性があり、また世界経済が下落あるいはマイナス成長を記録するかもしれない、と述べた。また、8 月 20 日の時点で、ベトナムへ流入した外国直接投資総額は 200 億米ドル近くに達したが、これは前年比 13% の下落にすぎず、アセアン内の各国やその他の国々と比較すると、極めて低いレベルの低下にとどまっている。これらの前向きなシグナルは、ベトナムの投資環境に対する外国投資家の信頼を表している。ベトナムの外国直接投資分野は、その貿易額において、輸出額は前年比 4.5% 減の 1,133 億ドル、輸入額は前年比 5.3% 減の 907 億ドルと、わずかな低下が報告された。

(2020 年 9 月 8 日、ベトナム共産党機関紙ニャンザン)

### ～ベトナムの輸出者が原産地詐欺に脅かされる～

ベトナム国内の絹輸入業者が、偽装された中国製品をベトナム製品であるとしてインドへ輸出していたことが最近になって判明した後、専門家は、知的財産侵害を理由として輸出及び特惠関税に遅れを取る危険性に警鐘を鳴らした。税関総局 (General Department of Customs, GDC) 通関後検査局 (Department of Post-Customs Clearance Inspection) は、最近、ホーチミン市の企業が、自身の原産地証明書 (Certificate of Origin, C/O) を使用し、中国産絹製品をベトナム製品としてインドへ輸出していたことを明らかにした。税関局の職員は、この企業は、絹の完成品を中国からホーチミン市のカットライ港へ輸入し、地元の倉庫で「メイド・イン・ベトナム」のラベルを付していたと述べた。税関局職員は、この関税回避について、ベトナムからインドへ輸出された絹の関税は 5% にすぎないが、中国から

輸出された場合の関税率はその5倍となるからであると考え、と述べた。インドは毎年、2,200トンから2,500トン、価額にして7億5,000万米ドルから8億米ドル相当の絹を中国から輸入する。インド市場の情報筋によると、インドカディー村落産業委員会(Indian Khadi and Village Industries Commission, KVIC)、カルナータカ州、インドシルク協会(Silk Association, SAI)は、インド国内の生産者支援の為に中国産絹の輸入を禁止する方が良いと推奨したことから、ベトナムの絹企業がインド市場でより強固な足場を得る助けとなっている。商工業省(Ministry of Industry and Trade, MoIT)傘下のベトナム貿易救済措置庁(Trade Remedies Authority of Vietnam)の職員は、ベトナムがもし、貿易救済措置回避問題、特に原産地詐欺問題に対する積極的措置を取らなければ、これらの問題が、まず企業や産業に影響を与え、長期的には、ベトナム経済全体の競争力、特に、要求の高い、一連の自由貿易協定への加盟に対して、負の影響をもたらすであろう、と述べた。この問題は、絹製品だけにとどまらない。税関局職員は、今年初頭から少なくとも77件を発見し、輸出において原産地詐欺を行った24件を発見した。税関局は、自転車、太陽電池及び木製品に関わる事件が多くを占めていた、と述べた。2020年の最初の8カ月間に、ベトナムの輸出業者は、2019年全体より多い、27件の原産地詐欺に対する捜査を受けた。ハノイ法科大学の法律家である Nguyen Thuy Duong氏は、特に、エスカレートする米中貿易摩擦や、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership, CPTPP)や、EU・ベトナム自由貿易協定(EU-Vietnam Free Trade Agreement, EVFTA)といった、多くの新たな自由貿易協定へベトナムが参加している状況下で、貿易救済措置回避や原産地詐欺のリスクが増加してきている、と述べた。更に問題を悪化させているのは、原産地詐欺と違法な積載を扱う規制があまり強くないことである。例えば、中国産絹輸出の際に税金を回避した企業が課せられるのは、行政制裁6,000万ベトナムドン(2,588米ドル)と、その貿易の際の違法な利益(中国の輸出者から得た利益)に対する約5億5,000万ベトナムドンである。Duong氏は、原産地詐欺が違反者の税金優遇享受の助けとなる場合には、国は税収減に悩み、国内産業に影響し、FTA

加盟の便益を損ねることになる、と述べた。この問題に取り組むに為に、MoIT 輸出入局 (Import Export Department) の Nyugen Cam Trang 局長は、捜査、商品及び輸出活動の検査を増やすと共に、国内企業を教育し、情報を提供して、(詐欺行為に関与する為に) 外国の輸出業者と手を組まないように警告している、と述べた。最近、貿易救済措置庁は、貿易救済措置で訴えられるリスクの高い多くの産業や商品のために早期警戒システムを構築した。税関局職員は、外国の輸出者の税優遇措置利用支援目的で幾つかの仕事を外注する国内企業の違法利益の計算における規則の追加が必要であると考察した。税関局はまた、MoIT は、「メイド・イン・ベトナム」のラベル付された商品の原産地証明書に関連する全ての活動に対する特別なガイダンス書類を、税関局が詐欺の捜査をもっと簡単にできるように所有する必要がある、と述べた。

(2020年9月14日、ベトナムニュースエージェンシー)

#### ～ベトナム伝統魚醤の輸出企業はパッケージを重視すべきだと専門家が述べる～

専門家は、ベトナムの伝統的な魚醤が世界中のより多くの国々で販売されるようになる中で、企業は、パッケージに気を配り、消費者が伝統的な商品と工業化された商品の違いを見分けられるように手助けする必要がある、と述べている。Link Nature Power Joint Stock Company は、Mami ブランドによる伝統的な魚醤を生産し、米国、カナダ、韓国及び日本へ輸出している他、ベトナム企業に珍しく Amazon でも販売している。Le Gia Co., Ltd は、伝統的な魚醤をロシア、南アフリカ及び韓国へ輸出しており、米国と欧州への輸出も準備している。同社の Le Ngoc Anh 社長は、魚醤の輸出は、ベトナム料理を他国へ広める一つの方法であると述べた。しかしながら他国では、品質、認証及び原産地に大きな注意を払うので、パッケージには全ての必要な情報が 2 言語で記載されていなければならない。その他のブランドは、外国市場に適合させるため、パッケージを複数回変更しなければならなかった、と明らかにした。ベトナムの最大の競争相手はタイで、タイは、多くの場合、魚醤を工業的に生産しており、このことから、ベトナムは伝統的商品部門において競争力を有する。Bay Hong Hanh Produce- Commercial -Service

Co., Ltd.の Tran Huu Hien CEO は、企業は、国内外の消費者の間に、香りを含め、伝統的な魚醤の識別できる特徴に対する知識を広める必要がある、と述べた。設立認可を受けたばかりのベトナム伝統魚醤協会（Vietnam Traditional Fish Sauce Association）は、産業生産された魚醤と伝統的な魚醤を区別するための判断基準を発行するとともに、消費者にこれら 2 者の違いを伝える助けとなるロゴを創作する予定である。

（2020 年 9 月 21 日、ベトナムニュースエージェンシー）

### ～ベトナムのハナム省への投資の可能性を日本が称賛する～

山田滝雄駐ベトナム大使と日本企業の代表者は、9 月 28 日に開催されたセミナーの際に、北部ハナム省の可能性、利点及び投資誘引政策を称賛した。ハナム省人民委員会の Tran Xuan Duong 副委員長は、貿易投資活動と人材交流の範囲を通じてのハナム省と日本の地方及び企業との間の、10 年間の協力をレビューした。また、Le Hoai Trung 外務副大臣は、ハイレベル会合を通じて強化されてきた、ベトナムと日本の間の広範囲な、かつ、集中した協力を強調するとともに、両国の教育及び文化における協力強化を提案した。ハナム省は、9 月の時点で 321 件の外国直接投資プロジェクトを有しており、その内の 100 件は、省の直接外国投資の 25% を占め、総登録資本投資 10 億 4,100 万米ドル相当の、日本の 26 県からの投資によるものである。ハナム省党委員会の Le Thi Thuy 書記は、ハナム省は日本を第一のパートナーと考えており、ハナム省の投資環境向上に更に努力すると約束するとともに、日本企業向けに質の高い人材育成プログラムの実施を提案した。このセミナーには、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency, JICA）及び日本商工会議所（Japan Chamber of Commerce and Industry, JCCI）の代表者も参加した。

（2020 年 9 月 28 日、ベトナムニュースエージェンシー）

## ～ベトナム・ビントゥアン省のドラゴンフルーツの海外市場獲得を地理的表示が支援する～

南中部のビントゥアン省で育つドラゴンフルーツの地理的表示が、EUにより保護されており、このことが、この果物が主要な外国市場を獲得する道を開いた。商標“Binh Thuan DRAGON FRUIT”は、米国、英国、ドイツ、フランス、日本、タイ及び韓国を含む13カ国及び地域ですでに登録され、保護されている。地理的表示は、ビントゥアンドラゴンフルーツの国内販売をより向上させ、また、外国でのより強固な足場を確保するものである。2016年以來、ビントゥアン省は、2016年から17の地元生産者に対し、地理的表示の仕様を許諾し、現時点で許諾を受けた地元生産者数は総計96に上る。また、多くのドラゴンフルーツの協同組合が、ベトナム知的財産庁（IP Vietnam）から団体商標を許諾されている。今年6月の時点で、ビントゥアン省には、年間で64万トン超の生産が可能な、約3万2千ヘクタールのドラゴンフルーツ農園が存在する。同省は、2016年から2019年にかけて、2,800万米ドル超相当、約24,500トンを輸出した。このドラゴンフルーツは、台湾、中国及びタイなど従来市場へ輸出されただけでなく、ドイツ、オランダ、米国、ニュージーランドなどの新規市場へも参入した。ビントゥアンドラゴンフルーツの日本市場へのより広いアクセスを得るために、日本での地理的表示登録も調整されている。

（2020年9月29日、ベトナムニュースエージェンシー）

## ～アセアンは、東アジア地域包括的経済連携への今年末までの署名を優先する～

アセアンは、自由貿易協定を結ぶ6カ国、即ち、中国、韓国、日本、インド、オーストラリア及びニュージーランドとの、東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership, RCEP）への今年末までの署名を優先する事に合意した。この情報は、8月30日の、RCEP関連の経済大臣による第52回アセアン経済閣僚会議及び関連する会議の後の記者会見において、ベトナム商工業省（Ministry of Industry and Trade, MIT）のTran Tuan Anh大臣が明らかにした。Anh大臣によると、法の見直し、署名準備の促進、及び、プロセスへのインド

の関与を容易にすることを含め、RCEP 交渉におけるほぼ全ての主要問題の交渉が、アセアンの各大臣が明確な方向性を示したことで、満足の行く対応がなされた。Trang 大臣は、11 月のアセアンサミットでのこの取組の報告を行う前に、この 10 月に会議を開催する必要がある、と付け加えた。RCEP 協定の目標は、e-コマース、貿易及び知的財産の共通規則の構築である。世界 GDP の 32%を構成するインドが加盟した場合、RCEP は、世界経済の 3 分の 1 と世界人口の半分をカバーすることになる。第 52 回アセアン経済閣僚会議の際に、各国の経済閣僚は、今年のアセアン会議の議長であるベトナムにより定められたイニシアチブと経済優先事項の実行を継続することに合意した。アセアンデジタル統合指標と、アセアンのイノベーションセンターをつなぐ、付託条項の 2 つのイニシアチブが完成した他、残りの 11 のイニチアチブが今年末までの完成に向けて履行中である。更に、アセアン加盟国は、アセアンの物品貿易に関する協定 (ASEAN Trade in Goods Agreement, ATIGA) の施行における輸入関税を承認し、自動車製品型式承認に関するアセアン相互承認協定 (ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Type Approval for Automotive Products, AP MRA) の署名に向けた手続の完了、及び、アセアン原産地自己証明制度 (ASEAN-Wide Self Certification Scheme, AWSC) の今年 9 月 20 日からの実施に同意した。アセアン加盟国は、新しい地域の文脈に沿った、2025 年アセアン経済コミュニティーブループリント (ASEAN Economic Community Blueprint 2025) の履行に対する協議と解決策の検討とともに、アセアンのパンデミック後の経済復興に対するマスタープラン構築の為のオリエンテーションについて協議し解決策を検討した。更に、アセアン加盟国は、アセアンとオーストラリア、ニュージーランド、カナダ及び英国などのパートナーとの間の協力強化についても協議した。アセアン加盟国からの経済閣僚と、アセアン+3 として知られる中国、韓国及び日本の 3 カ国は、Covid-19 の経済への影響を和らげるアクションプランと、パンデミックと戦うための経済連携における共同イニシアチブを承認した。

(2020 年 8 月 30 日、ベトナムニュースエージェンシー)

## ～アセアン加盟国との協カプログラムを米国が強調する～

9月9日にアメリカは、アメリカ-アセアン戦略パートナーシップ (US-ASEAN strategic Partnership) の5周年記念を機に、アセアン加盟国のための特定の協カ及び支援プログラムを紹介した。このプログラムは、1.将来を見据えた公共保健制度の強化、2.人材開発を介した接続性の構築、3.経済協カにおけるパートナーシップの発展、及び、4.インド-太平洋の安全のための海上協カ促進、の4つの主要な分野に重点を置いている。

1の将来を見据えた公共保健制度の強化について、アメリカは、Covid-19パンデミックと戦うためにアセアン加盟国に対して8,700万米ドルを提供することを含め、世界の保健において、引き続きリーダー的存在であり続けるとともに、パンデミックを軽減し、また、動物原性感染症及びその他の伝染性疾患のアウトブレイクを防御し、探知し、対応するためのアセアンの能力を強化するために、アセアンのパートナーとともに関与することを約束した。

2の人材開発を介した接続性の構築についてアメリカ政府は、インド-太平洋の人々の命と健康の改善のために民間企業と協カする。人材交流、科学技術、起業家精神、教育、技術トレーニング、及び信頼と人間関係に根ざしたその他の項目が、プログラムの中心に据えられる。

3の経済協カにおけるパートナーシップの発展についてアメリカは、Covid-19パンデミックの経済に対する影響へのアセアンの懸念を共有した。過去10年以上にわたる、アメリカのアセアンシングルウインドウ(ASEAN Single Window, ASW)への支援は、アセアンとアメリカとの貿易の成長を促進し、アメリカの電子税関書類システムとASWをリンクすることを意味する。

4のインド-太平洋の安全のための海上協カ促進について、アメリカは、海上協カ改善のための方法を模索しており、インド-太平洋地域により安全を創出するための地政学的課題を解決する目的で国際法及び基準の向上の道を模索している。

(2020年9月10日、ベトナムニュースエージェンシー)

## ～東南アジア経済は、自由貿易協定の完成により強化される～

不景気が到来した時に、国家は貿易障壁の構築により更に保護的になる。しかし、貿易に依存する東南アジアにおいては、それは懸命な選択ではない。どちらかといえば、アセアン加盟国にとっては、今が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership, CPTPP）や東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership, RCEP）などの多国間貿易協定への参加により、可能性をより一層広げる時である。東南アジアが注意深くロックダウンから立ち上がるに連れて、政策の重点が、病床者への対応から経済の始動にシフトしてきている。国際通貨基金（International Monetary Fund, IMF）の6月の予測は、東南アジアの5大国の経済は2020年に2%縮小する見込みであって、これは国際平均のマイナス5%からはまだましではあるが、1960年代から毎年成長を経験してきた同地域においては重大な打撃となる。この地域の3大貿易分野は、消費財、エレクトロニクス、及び繊維製品であり、全てが、需要の失速により経済的不確実性に直面している。また、歴史的にこれまで重要な経済の牽引役であった投資も、東南アジア全体で劇的に落ち込み、域内の製造業の成長を阻害するであろう。2019年4月に、EUアセアンビジネス委員会（EU-ASEAN Business Council）は、アセアン加盟国10カ国が、域内貿易に対し、6,000余りの個別の非関税障壁を課している、と見積もった。しかしながら、よりいっそうの保護貿易主義への衝動に屈してしまうことは過ちである。不確実さから経済を隔離する目的で構築された障壁は、その障壁が成長する傾向がある。パンデミックからの回復は挑戦ではあるが、透明性、短期での回復を促進し長期的な成功へのステージをセットする調整された低関税貿易環境の創出といった、政策リセットのチャンスでもある。鍵は、自由貿易協定、特に、CPTPP及びRCEPにある。保護貿易主義や経済的逆風が強まる時には、これらの協定が、貿易と投資の統合の新時代及び国と国の間の確実性の扉を開くこと、規則に基づく命令を維持すること、大小規模国家のための公平な競争条件を創出することを約束する。タイ、インドネシア及びフィリピンが、シンガポール、マレーシア、ベトナム及びブルネイの参加しているCPTPPへの参加に対する

費用と報酬を評価している。しかし、世界経済の見通しが9カ月前程には明るくないことから、これらの国々は、CPTTPの実行可能性アセスメントの際に、完璧主義ではなく現実主義を選択する必要があるかもしれない、見逃しのリスクは高くつくかもしれない。

CPTPPやRCEPのような地域自由貿易協定は、(労働生産性にリンクする)労働法、投資の自由化、サイバーセキュリティ、越境データ規則と知的財産保護を含む重要な国内法規制の改正を牽引している。これらの改正は、見えにくいだが、加盟国からの貿易投資に向けた具体的な商業上のインセンティブを創出する。もちろん、FTAの完成は一夜にしてはならない。成功を達成するには、これら東南アジア各国の政府が、これらの協定が運んでくる利点について、各国の議会に対し、強力で受け入れざるを得ないメッセージを届ける必要がある。東南アジア各国の政府はまた、外国の競争相手の増加により不利となるかもしれない労働者の再教育と再展開を目的とする国内プログラムとともに、貿易政策を補って政策を完全にする必要があるであろう。

(2020年9月21日、ジャカルタポスト)